

参考資料 1

平成22年12月 7 日

閣 議 決 定

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針 (抄)

I 独立行政法人の抜本的見直しの背景

独立行政法人は、公共性の高い一定の事業について、国の事前関与を極力なくし、法人の自律性にゆだねることで業務の効率化を高めることを目指して設計され、平成13年に発足した制度である。政策の「企画」と「執行」を分離し、業務の専門性が高く一般的な行政組織とは別に事業を遂行することが必要な分野、あるいは運営費交付金制度等により機動的かつ柔軟な事業実施が求められる分野等について、国からの一定のガバナンスを保持しつつ国から独立した組織体が政策の執行をつかさどることは、より質の高い行政サービスの提供のために効果的なシステムといえる。

しかしながら、独立行政法人制度の発足に当たっては、政府の機能の一部を切り出し効率的に運営するために設立されたいわゆる「先行独法」と、その後、特殊法人等と行政との関係を再整理するため、特殊法人等から移行したいわゆる「移行独法」とが併存することとなった。

当時は、それぞれの法人が担う業務の特性や実態はあまり着目されず、新法人の設立や組織面に議論が集中しがちであった。この結果、①様々な分野で様々な態様の業務を行っている法人をすべて一律の制度にはめ込むこととなり、また、②移行前の行政組織や特殊法人等における種々の業務が、十分な検証や整理がなされることなく新法人に引き継がれることになった面は否定できない。

行政サービスの水準向上を目的に発足した独立行政法人であったが、創設後約10年が経過し、必要のない事業の継続、不要な資産の保有など非効率な業務運営が温存される傾向にあることが指摘されているのは、以上のような問題を抱えていたことが大きな要因の一つと考えられる。

政府は、昨年来、事業仕分けの手法を用いて行政全般の刷新を強力に進めてきた。行政刷新の本旨は、行政本体のみならず独立行政法人など行政に関連する分野も含めた効率化を徹底し、より高度な行政サービスの提供を実現することにある。その際には、上述したこれまでの独立行政法人が内包してきた問題を踏まえた対応が不可欠であり、まず①事務・事業等の無駄を洗い出した上で、②制度・組織の見直し、とりわけガバナンスの在り方について検討を進めることが重要である。

すなわち、単に組織をどう移行させるか等の観点ではなく、まず、事務・事業自体の徹底的な見直しを行い、真に必要な事業か、独立行政法人が行うべき事業か等の観点から検証を行うことが前提である。その上で、独立行政法人が実施主体となることがふさわしいと判断された事業について、重複等を排除しつつ、いかなる組織体がそれを担うことが適切かとの観点から独立行政法人組織の再編整理を行うとともに、その事業の目的、特性、財源等を踏まえて、最も適切なガバ

ナンスの仕組みなどの制度設計を検討すべきである。

こうした考え方の下、独立行政法人の抜本改革の第一段階として、その業務の特性等を踏まえながら、すべての独立行政法人の全事務・事業及び全資産を精査し、今般「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」として講ずべき措置について取りまとめたところである。各法人及び主務府省においては、本基本方針に沿って自ら事務・事業の改革を着実に推進することが必要である。

本基本方針の着実な実施とともに、改革の第二段階として、同方針を踏まえた独立行政法人の制度・組織の見直しの検討を今後進めることとする。

独立行政法人改革は、行政と独立行政法人との関係の再整理を含め、「公」の新しい姿を構築するための改革である。かかる観点から、政府が一体となってこの改革に積極的に取り組んでいくこととする。

なお、独立行政法人の抜本的な見直しに当たって、独立行政法人の雇用問題に配慮する。

II 事務・事業の見直しについて

独立行政法人のすべての事務・事業について、以下の基本的な考え方に基づき点検作業を進めてきており、各独立行政法人の事務・事業について講ずべき措置は、別表のとおりである。

1. 研究開発関係

- 国の政策に基づく研究開発を確実に実施するため、国の政策目的や優先度を踏まえて、研究開発テーマを重点化する。
- 複数の独立行政法人が類似の研究開発を行っている場合、事業の再編・統廃合等により重複排除を図り、重点的な研究開発を推進する。
- 資金配分先の選択が固定化しないようにするとともに、優先度に即して、より効率的・効果的なものに資金配分がなされるように、競争的資金制度の大きくくり化を図る。
- 国と独立行政法人がそれぞれ類似の競争的資金制度を有している場合、可能な限り、より効率的に実施できる体制の下で一元化する。
- 研究開発以外の業務に付随して行う調査研究について、主たる業務を行う上で必要不可欠なものに重点化する。

2. 金融関係

- 民間での実施や他の手段で代替できるなど、政策的意義が低下している金融関係事業は廃止する。
- 政策的意義が高く引き続き独立行政法人で実施すべきと考えられる金融関係事業については、リスク審査を強化するなどして、財務内容の健全化を進める。
- 債権管理・資金回収を強化する。
- 共済、年金及び保険については、資産運用管理を強化し、運用益の拡大や繰越欠損金の解消を図る。

3. 研修・試験関係

- 独立採算が可能で、民間でも実施能力のあるものについては、民間で行うものとする。また、独立行政法人で行うものについても、可能な限り、民間委託を推進する。その際、公的な位置付けが必要な試験については、その位置付けの維持に留意する。
- 自治体の権限に関連するもの、地域のニーズに応じてきめ細やかに実施すべきもの及び既に自治体が類似事業を実施しているものについては自治体への移管を図る。
- 実績の低い研修等は廃止するとともに、政策的意義について改めて検証し事業の重点化を図るなど、事業の効率化・重点化を推進する。

4. 施設管理・運営関係

- 稼働率が低いもの、他に代替施設があるもの等、政策的意義が低いものは廃止する。
- 民間や自治体でも実施可能なものについては、独立行政法人は業務を行わない。

5. 検査・分析関係

- 技術面等から民間で実施可能な定型的検査・分析等の業務については、公平・中立性を確保した上で、可能な限り民間で実施する。

6. 病院関係

- 診療事業については、交付金対象事業を国の政策上特に必要と認められる分野に限定し、国費に頼らない形での実施を目指す。
- 管理部門の縮小、地域事務所の見直し、人員削減等により事務・間接部門の一層の効率化を図る。

7. その他

① 情報収集・提供

- 民間や他法人が類似の情報収集・提供業務を行っている場合には、事業の廃止や再編等により重複を排除する。

② 交流・招へい

- 民間や他法人が類似の交流・招へい業務を行っている場合には、事業の廃止や再編等により重複を排除する。

③ 助成・振興

- 事業の実施に当たっては、国が要件等を具体的に定めるとともに、政策的意義を十分検証し、事業規模を必要最小限とする。
- 中小企業やベンチャー企業等の研究開発に関し、その成功時の売上等に係る納付を前提として、独立行政法人が財投資金から調達して行う支援事業は原則として廃止する。

III 資産・運営の見直しについて

独立行政法人の資産・運営については、以下の取組を進める。また、各独立行政法人の資産・運営について個別に講ずべき措置は、別表のとおりである。

1. 不要資産の国庫返納

- 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。
- 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。
- なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。

2. 事務所等の見直し

- 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。
- 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。
- 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。
- 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。
- 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。

3. 取引関係の見直し

① 随意契約の見直し等

- 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき策定した随意契約等見直し計画を着

実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

- また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人（契約監視委員会）は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

② 契約に係る情報の公開

- 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。
- 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等（以下「関連法人」という。）に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。
- このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等

- 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約（競争入札における一者応札や企画競争における一者応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。

④ 調達の見直し

- 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。
 - ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。
 - イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。
 - ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。

- 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。
- 「公共サービス改革基本方針」（平成22年7月6日閣議決定）に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。

4. 人件費・管理運営の適正化

① 人件費の適正化

- 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。
- 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。
 - ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。
 - イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。
 - ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。
- 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。
- 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。

② 管理運営の適正化

- 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。
- 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。
- また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。

- 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。

5. 自己収入の拡大

- 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。
- また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。
- 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。

6. 事業の審査、評価

- 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。
- また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時（事前）、実施時（中間）、終了時（事後）の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

(別表)

各独立行政法人について講ずべき措置

総務省	郵便貯金・簡易生命保険管理機構
-----	-----------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	郵便貯金管理業務	-	-	-
02	簡易生命保険管理業務	-	-	-

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容
03	組織体制の整備	業務実施体制の効率化	22年度から実施 業務の実施体制について全般的な検証を行い、業務を効率化する。

外務省	国際協力機構
-----	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	技術協力 (研修員受入れ)	海外研修員受入事業の抜本的な見直し	23年度から実施	我が国の国内において実施する研修員受入事業については、以下の事項に取り組むことで経費を縮減するとともに、従前の事業実施による効果を検証し、抜本的な見直しを行う。 ・国際協力機構が実施する研修コースについては、原則として事業展開計画に記載された協力プログラムに基づくものに限定する。 ・修士又は博士の学位取得を目的とした長期の研修は実施しない。 ・短期の日本語研修及び国内研修旅行の縮減等により、研修期間を短縮する。 ・国別研修については、先方政府と研修の費用負担等について協議し、有償による実施の拡大を図る。
		研修員手当のうち現金支給されている生活費の廃止を含めた見直し	23年度から実施	研修員手当のうち食費以外の名目（交通費、通信費等）で支給している生活費（1,580円/日）については、廃止を含めた見直しを行う。
02	技術協力 (技術協力プロジェクト)	一般競争入札の実施	23年度から実施	技術協力プロジェクトについては、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める（「取引関係の見直し」に再掲。）。
03	技術協力 (開発計画調査型)	一般競争入札の実施	23年度から実施	開発計画調査型技術協力については、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める（「取引関係の見直し」に再掲。）。
04	有償資金協力	適正な案件形成及び事後評価の徹底のための体制の早期構築	22年度中に実施	新たに設置される第三者機関の議論を十分踏まえ、適正な案件形成を図る。また、事後評価の質を向上させる。
05	無償資金協力			
06	国民等の協力活動の促進及び助長（青年海外協力隊及びシニアボランティア）	青年海外協力隊派遣事業等の抜本的な見直し	23年度から実施	青年海外協力隊派遣事業及びシニア海外ボランティア事業については、以下の事項に取り組むとともに、相手国の派遣要請との不整合を解消するため、派遣効果、隊員の活動実態等を把握・検証しつつ、派遣の規模及び支援体制等について抜本的な見直しを行う。 ・資格、専門的知識・能力又は実務的経験が不要な案件の募集を行わない。 ・経済・社会の発展に対する効果が小さいと見込まれる文化交流的な案件の募集を原則として行わない。 ・経済発展等により必要性が低下した国への派遣については、見直しを行う。
		青年海外協力隊の募集広報、説明会、選考等に要する経費の大幅な縮減	23年度から実施	青年海外協力隊の募集広報、説明会、選考等に要する経費については、以下の事項に取り組むなどにより大幅に縮減する。 ・募集業務においてインターネットを一層活用する。 ・説明会については、回数を縮減するとともに、より費用対効果の高い方法に見直し。 ・二次試験で発生する受験者への旅費支給方法を見直し、支給額の大幅な削減を行う。
		国内積立金の抜本的な見直し	23年度から実施	帰国後の生活基盤の再構築の支援等を目的として支給される国内積立金（2年任期で250万円）については、削減等の抜本的な見直しを行う。
07	国民等の協力活動の促進及び助長（草の根技術協力）	草の根技術協力の効果的な実施	22年度から実施	草の根技術協力事業については、引き続き、NGO等との連携を推進し、開発途上地域における生活改善・生計向上に直接役立つ分野を中心として、効果的に実施する。
08	海外移住者に対する援助、指導等	日系人への日本語教育に対する支援事業の移管	23年度中に実施	日系人の日本語教師の本邦研修及び日本語学校生徒研修については、国際交流基金への移管により事業効率性の向上が確保できないかを精査し結論を得る。
		先進地農業研修等の営農普及事業の廃止	22年度中に実施	海外移住者への支援を目的に実施してきた営農普及事業を廃止する。

		日系個別研修の事業規模の見直し	24年度から実施	日系個別研修については、日系社会における世代交代が進んでいる状況にかんがみ、事業規模を見直す。
09	災害援助等協力	国際緊急援助隊派遣の迅速かつ効果的な実施	22年度から実施	国際緊急援助隊の派遣については、引き続き、隊員の訓練・研修の充実を図りつつ、迅速かつ効果的な緊急援助活動が可能になるよう努める。
10	人材養成確保	修士取得目的の長期研修に係る制度運用の厳格化	23年度から実施	海外及び国内における修士の学位取得を目的とした長期研修については、専門家など本法人の事業への参画が確実な者への限定、研修受講後に正当な理由なく本法人の事業への参画を拒んだ場合の受講費用の戻入の義務化など、制度運用を厳格化する。
		ジュニア専門員のOJT研修の廃止	23年度中に実施	機構職員の業務を代替する研修を廃止する。
11	調査・研究 (調査)	一般競争入札の実施	23年度から実施	協力準備調査については、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める（「取引関係見直し」に再掲。）。
	調査・研究 (研究)	研究活動の第三者評価及び外部研究機関等の活用の推進		研究活動については、研究成果に関する第三者評価を行い、その結果を研究課題等の選定に反映させるシステムを確立する。また、アジア経済研究所、大学等の研究機関との連携（共同研究、委託等）を更に推進する。
		援助実績の情報発信及び事業で得られた課題の確実な反映		援助実績の外部への情報発信を強化するとともに、事業評価に係る外部の専門家の助言も得つつ、これまでの援助を通じて得られた課題を新規事業に確実に反映する。
12	附帯事業等	広報事業の効率的実施	23年度から実施	広報事業については、引き続き経費の縮減に努め、開発協力の現場や具体的な事業を伝える政府のODA広報について、原則として本法人に集約化し、効率的に実施する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	
13	不要資産の国庫返納	区分所有の保有宿舍	22年度以降実施	区分所有の保有宿舍をすべて売却し、その収入を国庫納付する。その際、真に必要な宿舍数を精査し、宿舍が不足する場合には、借上宿舍により必要最小限の戸数を充当する。
14		勝浦・石打保養所、箱根研修所、東京国際センター八王子別館	23年度中に実施	勝浦・石打保養所、箱根研修所及び東京国際センター八王子別館を国庫納付する。
15		広尾センター	24年度以降実施	広尾センターを国庫納付し、その機能を本部事務所等に移転する。
16		財団法人日本国際協力センターの内部留保	22年度以降実施	本法人から研修監理業務等を受注することにより財団法人日本国際協力センターにおいて形成された内部留保については、相当額を国庫納付又は国費の負担軽減に資する方向で活用する。
17		施設整備資金	23年度以降実施	施設整備資金については、平成23年度時点で、その用途を精査した上で適正な国庫納付額を確定し、平成23年度決算確定後速やかに国庫納付する。
18	事務所等の見直し	ODA卒業国となる国の海外事務所の廃止	23年度中に実施	ODA卒業国となる国の海外事務所を廃止する。
19		海外事務所の見直し	22年度中に実施	ODA卒業国となる国以外の海外事務所についても、個々の必要性等を検証し統廃合を検討するとともに、連携効果が見込まれる他機関との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
20		麻布分室の処分	23年度中に実施	麻布分室を処分する。
21		国際センター	23年度以降実施	国際センターについては、まず、大阪国際センターと兵庫国際センターを統合する。札幌国際センターと帯広国際センターについては、管理部門を統合し、北海道における研修員受入事業の在り方及び各施設の活用について地元自治体・関係者との調整に着手し、その調整の上で統合する。東京国際センターと横浜国際センターについては、長期的な研修員受入事業の在り方、移住資料館の扱い、施設の稼働率等を踏まえ、統合を検討していく。

22	取引関係の見直し	契約に係る情報公開の徹底	23年度から実施	国際協力機構との間に一定の関係がある法人（機構において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める機構との取引高が相当の割合である法人）と契約をする場合には、機構からの再就職の状況（氏名・役職及び機構における最終職歴等）、機構との取引等の状況（直近3か年の会計年度ごとの取引高、一者応札（応募）が否かの情報等）を公開するなどの取組を進める。	
23		関連法人の利益剰余金等のうち、不要なものについて、国庫納付等	23年度から実施	関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争がなされていない契約（競争入札における一者応札や企画競争における一者応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講じるよう努める。	
24		一般競争入札への移行	23年度以降実施	「JICAボランティア事業支援業務」の契約については、更なる発注規模の見直しや発注業務の分割等により、可能なものについて一般競争入札の方法により実施する。	
25				23年度から実施	各国際センター及び訓練所の建物等総合管理業務の契約については、一般競争入札に移行するとともに、経費縮減の観点からも、発注すべき業務の単位を見直し実施することとし、そのための試行・検証を行う。
26				24年度から実施	日系研修の実施に係る各種支援業務の契約については、一般競争入札の方法により実施する。
27	23年度から実施	技術協力プロジェクト、開発計画調査型技術協力及び協力準備調査の契約については、企画競争（プロポーザル方式）の方法により発注されているが、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める。（再掲）			
28	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	ラスパイレス指数が高いことから、これを確実に引き下げるため、勤務地限定職員及び職務限定職員の任用等を内容とする新たな計画を策定し、着実に実施する。	
29		在勤手当の見直し	22年度中に実施	外部有識者による検証を踏まえ、在勤手当の見直しを行う。	
30	組織体制の整備	研修監理業務等の実施	23年度から実施	財団法人日本国際協力センターが受注してきた研修監理業務及び専門家等派遣支援業務については、必要最小限の業務に限定した上で、本法人が実施する。	
31	業務運営の効率化等	機構本部等の業務運営体制の見直し	23年度以降実施	本部事務所、研究所等については、全体規模の縮減を図り、本部機能の一部を研究所に移し、研究所の業務との一体化・効率化を図るとともに、本部事務所の管理運営に要する経費を可能な限り縮減することにより、効率的な業務運営体制を確保し、引き続き一層の経費縮減を図る。	
32		訓練所の業務の効率的な実施	23年度以降実施	二本松訓練所及び駒ヶ根訓練所における「ボランティア訓練・研修支援業務」については、入札参加要件を見直し競争性を高めるとともに、業務内容を見直し効率的に実施する。	

外務省	国際交流基金
-----	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	海外日本語教育、学習への支援及び推進	関西国際センターの研修事業規模の縮減	23年度中に実施	関西国際センターが実施している日本語研修については、アジアユースフェロシップ（高等教育奨学金訪日研修）の廃止、在日外交官研修プログラムの廃止等により事業規模及び国費負担を縮減する。
		海外日本語教師に対する日本語研修の事業規模の縮減	23年度中に実施	日本語国際センターが実施している海外の日本語教師に対する日本語研修については、博士課程プログラムの新規採用休止、修士課程プログラムの新規採用半減等により、事業規模及び国費負担を縮減する。
		研修員手当の現金支給の原則廃止	23年度中に実施	食費の一部を除き、研修手当（交通費、書籍購入費等）の現金支給は廃止する。
		日本語能力試験の自己収入の拡大	23年度中に実施	海外における日本語能力試験の受験箇所の増加等により黒字を維持し、自己収入の拡大を図る。
02	日本研究・知的交流	知的交流の効果的な実施	22年度から実施	知的交流については、引き続き、知的交流の担い手の育成等を図りつつ、効率的・効果的に実施する。
03	文化芸術交流の促進	海外に重点化した事業の実施	22年度から実施	文化芸術交流事業については、原則として国内事業は実施しない。
04	国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流の担い手への支援	広報関係予算の削減	23年度中に実施	定期刊行物、年次報告、一般公報等の広報関係予算については、ホームページを活用する等の効率化により削減を図る。
		国内における地域交流事業の廃止	23年度中に実施	国内において実施する国際文化交流の担い手への支援を目的とする地域交流事業は廃止する。
		情報ライブラリーの利用者数の増大	22年度から実施	本部事務所内に設置されている「情報ライブラリー」については、利用者数の増加を図るための具体的な計画を作成し、利用者数が増加しない場合には抜本的な見直しを検討する。
05	在外事業その他	海外事務所の事業の効率化	23年度中に実施	海外事務所の事業については、策定された年次計画に基づき、広報文化センターの事業との重複を検証し、同センターと協力すること等により、効率化・合理化を図る。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	
06	不要資産の国庫返納	運用資金（基金）	日米親善交流基金及び日中21世紀基金を除く運用資金（基金）342億円を国庫納付する。	
07		不要資産の譲渡収入等	不要財産の譲渡収入等のうち政府出資金見合い分（8億円）を国庫納付する。	
08		区分所有の宿舍	職員宿舍の必要数を精査した上で、不要な区分所有宿舍を国庫納付する。	
09	事務所等の見直し	海外事務所の見直し	23年度中に実施	北京事務所及びバンコク事務所については、諸条件を整えつつ、国際観光振興機構の事務所との共用化等を図る。
10			22年度中に実施	北京事務所及びバンコク事務所を除く海外事務所についても、個々の必要性等を見直すとともに、連携効果が見込まれる他機関との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
11	人件費の見直し	在勤手当の見直し	22年度中に実施	外部有識者による検証等を踏まえ、在勤手当の見直しを行う。
12	業務運営の効率化等	日本語研修センターの設置・運営に係る国費負担の縮減	23年度以降実施	日本語国際センター及び関西国際センターの設置・運営については、受益者負担の拡大、発注方法の見直し等により、国費負担の縮減を図る。

文部科学省	科学技術振興機構
-------	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	新技術創出研究事業	事業の優先度の明確化、重点化、競争的資金制度の大括り化の徹底	23年度から実施	政府における総合科学技術会議の在り方に関する見直しと並行して、事業の優先度を明確化し、重点化を行う。特に、地域イノベーション創出総合支援事業については平成25年度末までに、理科支援員等配置事業については平成24年度末までに廃止する。 また、競争的資金制度の大括り化を徹底させ、トップダウン型の競争的資金制度を統合する中で事業運営を効率化する。平成23年度予算については、平成22年11月の事業仕分けの結果を踏まえ、競争的資金制度全体の要求の縮減の中で適切に対応する。
02	新技術の企業化開発事業			
03	国際研究交流事業			
04	科学コミュニケーションの推進事業			
		日本科学未来館の直轄運営	22年度から実施（実施済み）	日本科学未来館については、科学技術広報財団への委託を取りやめ、直轄運営とする（22年10月）。
05	科学技術情報流通促進事業	科学技術文献情報提供事業の民間事業者によるサービスの実施	23年度から実施	科学技術文献情報提供事業については、平成23年度中に引受け手となる事業者の選定を開始し、平成24年度中に民間事業者によるサービスを実施する。
		電子情報発信・流通促進事業等の一層の効率化	23年度中に実施	科学技術情報連携活用推進事業、電子情報発信・流通促進事業、技術者継続的能力開発事業、研究者人材データベース構築事業、バイオインフォマティクス推進センター事業については、一層の効率化を図り、事業規模を縮減する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	
06	不要資産の国庫返納	伊東研修施設	伊東研修施設の持分所有権を処分し、売却収入を国庫納付する。	
07		与野宿舎、池袋宿舎	与野宿舎、池袋宿舎については、現入居者が退去次第、速やかに国庫納付の手続を開始する。	
08	事務所等の見直し	二番町事務所等7事務所の集約化	二番町事務所等7事務所については、平成23年度を目途に集約化し、コストを縮減する（年間1.6億円以上のコストダウンを実現する）。	
09		海外事務所の見直し	パリ、北京の海外事務所を他の研究開発法人と共用化するなど、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を更に進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	
10		イノベーションプラチ岐阜の廃止	22年度中に実施（実施済み）	イノベーションプラチ岐阜を廃止する（22年9月）。
11		イノベーションプラザ等（19か所）の廃止	23年度以降実施	全国19か所に立地するイノベーションプラザ等について、自治体等への移管等を進め、廃止する。
12	取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実行	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。
13	組織体制の整備	間接部門の整理統合等	22年度から実施	間接部門を整理統合することにより経費の縮減を図るとともに、その他の部門についても統合による効率化を図る。

厚生労働省	労働政策研究・研修機構
-------	-------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	労働政策研究、情報の収集・整理	総合的職業情報データベース（キャリアマトリックス）の廃止	23年度から実施	総合的職業情報データベース（キャリアマトリックス）業務を廃止する。
		労働政策に資する研究テーマへの重点化、業務の縮減	23年度から実施	労働政策研究業務については、民間企業、大学等の政策研究機関における研究との重複排除の観点から、労働政策に貢献する内容に重点化するとともに、自主研究を厳選することで、研究の効率化を図り業務を縮減する。
02	成果普及等	一部業務の廃止及び縮減	23年度から実施	高校生への就職関係副読本及び労働関係図書・論文表彰の賞金を廃止する。また、その他の業務についても、労働教育講座に係る委託業務の廃止、報告書等の印刷数削減、配布先削減等により、業務の縮減を図る。
		出版物等の販売促進	23年度から実施	例えば、出版物等の成果物の販売促進等については、前年度比で1割以上販売を増加するなどの目標を設定し、自己収入の拡大に努める。
03	労働行政担当職員研修（労働大学校）	事業規模は縮減した上で、国が実施	23年度以降実施	労働大学校については、研修の質の維持向上を図りつつ、規模を縮減の上、国が実施する。その際、都道府県労働局で実施可能な研修については、都道府県労働局に移管する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	
04	不要資産の国庫返納	政府出資金	23年度中に実施	一般勘定及び雇用勘定における不要資産（約3億円）を国庫納付する。
05	事務所等の見直し	霞ヶ関事務所	22年度中に実施	霞ヶ関事務所を廃止する。
06	保有資産の見直し	労働行政担当職員研修（労働大学校）に係る土地建物の国庫納付	23年度以降実施	労働行政担当職員研修（労働大学校）に係る土地建物については、労働大学校の国への移管に併せて国庫納付する。

経済産業省	日本貿易保険
-------	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 貿易保険事業	民間事業者の事業機会拡大のための環境整備	22年度から実施	民間事業者への販売委託や民間保険との協調保険といった取組の推進に加え、平成23年度を目途に導入する新たな取組を検討し、取引信用保険分野において民間事業者が事業機会を拡大するための環境を整備する。
	利便性の向上	23年度から実施	中小企業関係機関等との連携を強化し、地方の中小企業が貿易保険を利用する上での利便性を向上させる。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
02	事務所等の見直し	大阪支店の規模の見直し	大阪支店については、地方の中小企業等に対する利便性向上に配慮しつつ、機能を中小企業等の顧客に対するサービスに限定し、それに見合った規模に縮小する。
03		海外事務所の見直し	各海外事務所については、管理経費の縮減等、徹底的な効率利用を図る。また、必要性について検討を行い、平成22年度中に具体的な結論を得る。
04	取引関係の見直し	競争性のない随意契約、一者応札・一者応募の改善	随意契約等見直し計画に沿って、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募の改善に努める。
05	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	国際金融等の専門性を確保しつつ、諸手当や専門能力認定の見直し等により、人件費やラスパイレス指数の引下げ・適正確保に向けて取組を進め、人件費全体の抑制を図る。

【その他】

06	平成22年10月の事業仕分け結果（「特別会計の廃止（国以外の主体に移管）」、「国家の保証等国の関与を確保」、「移行のための適正な経過期間」及び「組織としては独立行政法人日本貿易保険に一体化」）を踏まえ、特別会計の枠組みの在り方における新たな制度設計の中で、本法人の在り方について全般的な見直しを行う。その際、貿易保険の利用者に不便が生じないよう対応する。		
----	---	--	--

経済産業省	原子力安全基盤機構
-------	-----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	検査等業務	国の判断・責任の下で実施	23年度から実施	事務・事業の見直しを行った上で、制度的見直しの中で、国の判断・責任の下で実施する事業として整理・検討する。
02	安全審査等関連業務			
03	防災関連業務			
04	調査、試験、研究等業務			
05	情報の収集、整理等業務			
06	防災関連業務 (再掲)	業務の重点化	23年度から実施	軽水炉における防護対策計画の策定手順等については、知見が蓄積されてきたことから、新型炉・核燃料施設事故や複合事故への対応など、より専門性の高い防災対策に重点化する。
07	調査、試験、研究等業務 (再掲)	外部評価の充実	23年度から実施	計画段階からの外部評価を充実することにより、規制の充実・高度化に直結するものに重点化する。
08	情報の収集、整理等業務 (再掲)	業務の重点化	23年度から実施	情報収集業務については、民間データベースの活用や収集対象とする情報の絞込み等により効率化を図り、事故トラブル情報の分析業務に重点化する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	
09	事務所等の見直し	ワシントン事務所の徹底的な効率利用	22年度から実施	海外事務所（ワシントン）については、管理経費の縮減等、徹底的な効率利用を図る。
10		本部事務所の見直し	23年度以降実施	緊急時対応の必要性を踏まえた上で、効率化の観点から、2か所の本部事務所を早期に統合する。
11	取引関係の見直し	一者応札・一者応募の改善等	22年度から実施	公告期間の延長、情報提供の促進、分りやすい仕様書等の作成、入札説明会の開催、応札要件の緩和等を講じ、随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に向けた取組を推進する。 また、公益法人との契約については、一般競争入札の趣旨に反していないかどうかの観点から徹底的に見直す。特に継続的に契約の相手方となっている公益法人との契約については、ゼロベースで見直す。
12	業務運営の効率化等	管理・業務支援等のIT総コストの削減	22年度から実施	サーバーリース費用、運用管理費用、ランニングコスト等の削減等を図り、平成23年度のIT総コストを平成22年度比で30%以上の削減を達成する。

国土交通省	自動車事故対策機構
-------	-----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	被害者援護業務	-	-	-
02	安全指導業務	安全指導業務の見直し	22年度から実施	適性診断事業及び指導講習事業については、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間への業務移管を進める。 具体的には、適性診断事業については、更に民間参入を拡大するための目標を策定し、自治体の協力も得つつ、民間への業務移管を進める。 指導講習事業については、自治体の協力も得つつ、民間参入を促進するための取組を行い、民間への業務移管を進める。
03	自動車アセスメント	自動車アセスメント業務の交通安全環境研究所への移管	23年度から実施	平成23年度においては、交通安全環境研究所への移管について、交通安全環境研究所の施設改修の要否を検討する。検討に当たっては、改修費用と外部委託費用を比較するなど、費用の削減に資する形とする。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容
04	事務所等の見直し	支所の合理化	経費削減の観点から、事業規模に応じた賃借料の削減の取組を進めるとともに、安全指導業務における民間参入の状況に応じて、支所の合理化を進める。

国土交通省	住宅金融支援機構
-------	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	証券化支援事業	ALMリスク対応出資金の国庫返納	23年度中に実施	平成19年度から平成21年度に国から出資されたALMリスク対応出資金480億円のうち、事業量の推移及びMBSの超過担保率（フラット35を安定的に供給するための超過担保額のMBS発行額に対する比率）等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。
		金利変動準備基金の国庫返納	23年度中に実施	金利変動準備基金450億円についても、フラット35の事業量の推移等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。
02	住宅融資保険事業	廃止	24年度から実施	平成21年4月の「経済危機対策」により平成23年度まで保険料率引下げ（平成21年12月の「緊急経済対策」において、平成22年12月まで引下率上乘せ）が行われているところであり、経済対策終了後に、現行の事業は廃止し、不要となる政府出資金は国庫納付する。ただし、証券化支援事業と連動して実施する必要のある事業等（フラット35に係るつなぎ融資・パッケージ融資等に対する付保）に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。
		高齢者向け住宅に係る新たな仕組みの構築	23年度から実施	高齢者向け住宅（医療や介護と連携した「高齢者支援サービス付き住宅」（仮称））について、他省庁との連携も含めその仕組みを見直すこととし、これについて新たな法制化措置が採られる場合には、スクラップ・アンド・ビルドを徹底した上で、これに関連する融資保険を実施する。
03	住宅資金貸付事業	賃貸住宅融資の廃止	23年度から実施	現行の賃貸住宅融資について、平成23年度に廃止する。ただし、証券化支援事業において特に取得促進を行っている省エネ性能の高い住宅の供給に関連する融資事業に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。
		高齢者向け住宅に係る新たな仕組みの構築	23年度から実施	高齢者向け住宅（医療や介護と連携した「高齢者支援サービス付き住宅」（仮称））について、他省庁との連携も含めその仕組みを見直すこととし、これについて新たな法制化措置が採られる場合には、スクラップ・アンド・ビルドを徹底した上で、これに関連する融資を実施する。
		まちづくり融資の廃止	24年度から実施	まちづくり融資について、平成21年4月の「経済危機対策」による平成23年度末までの融資条件緩和措置が終了後に、現行の事業は廃止し、不要となる政府出資金は国庫納付する。ただし、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等について中小事業者が実施するものに関し、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。
04	既往債権管理業務	-	-	-
05	団体信用生命保険事業	-	-	-
06	住情報提供事業	廃止	23年度から実施	事業を廃止し、民間にゆだねる（当該事業には、証券化支援事業等の各事業の実施に係る情報提供は含まない。）。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容
07	不要資産の国庫返納	ALMリスク対応出資金	平成19年度から平成21年度に国から出資されたALMリスク対応出資金480億円のうち、事業量の推移及びMBSの超過担保率（フラット35を安定的に供給するための超過担保額のMBS発行額に対する比率）等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。
08		金利変動準備基金	金利変動準備基金450億円についても、フラット35の事業量の推移等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。
09		証券化支援事業に係る政府出資金2000億円	平成21年度第1次補正予算の執行の見直しにおいて、平成23年度までの事業量見込みを見直したことにより決定した国庫納付額（2000億円）について、確実に返納する。

10	不要資産の国庫返納	まちづくり融資に係る政府出資金300億円	22年度中に実施	平成21年度第1次補正予算の執行の見直しにおいて、平成23年度までの事業量見込みを見直したことにより決定した国庫納付額（300億円）について、確実に返納する。
11	事務所等の見直し	見直し計画を早期に策定	22年度から実施	平成22年度中に、本部、事務所、宿舍、借上事務所等の全資産について、保有及び借上げの妥当性について検証した上で、見直し計画を早期に策定し、事務所、宿舍等の統廃合を検討する。
12	職員宿舍等の見直し	職員宿舍及び公庫総合運動場の処分	22年度から実施	職員宿舍及び公庫総合運動場について、売却を進める。
13	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	職員本俸や管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。